

# 平成24年4月から政治団体の 受付方法が変わります！

平成24年4月の県環境・総合事務所の見直しに伴い、県選挙管理委員会地方分室を廃止し、新たに県税事務所総務経理課内に出張所（南部、甲賀、東近江、湖東、湖北、高島）を設置することとなりました。（出張所は分室と同じ事務所内に設置予定です。）

これに伴い、平成24年度より、政治団体の設立、異動、解散、収支報告書等の受付方法が下記のとおり変わります。

1 各種届出は、原則、**県選挙管理委員会事務局**（県庁本館3階自治振興課内。以下「本庁」といいます。）で受け付けます。

**収支報告書および解散届**については、**郵送による提出も可能**です。

（設立届および異動届については、法律により郵送による提出はできませんのでご注意ください。）

2 各種届出は、最寄りの**出張所**に提出することもできます。

**出張所は経由事務のみ**行い、**審査等はすべて本庁**で行います。

訂正等のご連絡は本庁に直接提出する場合より、日時を要します。

受付印は本庁にて一括で押印し、出張所では押印しません。

控えが必要な団体は、控えも併せて提出してください。後日、団体あて返送します。

3 審査の結果、訂正等が必要となる場合は、原則として**本庁にて訂正**をお願いします。

4 記載方法や質疑等はすべて**本庁にて承**ります。

問い合わせ先

滋賀県選挙管理委員会事務局  
（県庁自治振興課内）

大津市京町四丁目1番1号

T E L:077-528-3233

E-Mail:senkan@pref.shiga.lg.jp